

重要事項説明書

〔 キャリア サポート センター 姫路
（就労定着支援事業） 〕

社会福祉法人 幸

「就労定着支援・重要事項説明書」

この重要事項説明書は社会福祉法人 幸が提供する就労定着支援事業について利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条及び第 77 条並びに「姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 24 年姫路市条例第 61 号）に基づき、サービスの内容や利用料金等について説明するものです。

1. 事業者の概要

名 称	社会福祉法人 幸
所 在 地	兵庫県姫路市大津区吉美 7 8 0 番地
電 話 番 号	0 7 9 - 2 7 4 - 7 5 3 0
代表者氏名	理事長 金治 ゆかり
設立年月日	2 0 0 2（平成 1 4）年 7 月 1 日

2. 事業の目的と運営の方針

事 業 の 種 類	就労定着支援
事業所の目的	障害福祉サービスを利用して通常の事業所へ雇用された利用者に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談等の実施、また、雇用先の事業主や障害福祉サービス事業者等との連絡調整及び連携を行い、利用者の職場への定着及び就労の継続を図る。
事業所の名称	キャリアサポートセンター姫路（2 8 1 4 0 0 3 9 2 3）
事業所の所在地	兵庫県姫路市駅前町 8 2 番地 南極ビル 2 階
連 絡 先	電 話 番 号 0 7 9 - 2 8 2 - 6 1 3 0 ファックス 0 7 9 - 2 6 3 - 7 1 0 2
管 理 者	川 上 真 一
事業所の運営方針	1) 当事業所は、利用者に対して、通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行います。 2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 3) 事業所は、出関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。 4) 事業所は、障害者総合支援法その他諸法令の定めるところに従い、事業を実施します。
主たる対象者	精神障害者
開設年月日	2 0 2 4（令和 6）年 4 月 1 日
通常事業の実施地域	姫路市全域、福崎町全域、市川町全域、神河町全域、高砂市全域、加古川市全域、たつの市全域、太子町全域

営業日及び 営業時間	営業日：月曜日～金曜日（ただし、12月30日～1月4日、 及び本事業所の指定する日は休業日とする） 営業時間：8：30～17：30まで
サービス提供日及び サービス提供時間	サービス提供日：月曜日～金曜日（ただし、12月30日～1月4日、 及び本事業所の指定する日は休業日とする） サービス提供時間：9：30～16：00まで ※ただし管理者が必要と認めるときは変更する場合があります。

3. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建 物	鉄筋コンクリート 3階建の2階	
	敷地面積	2F 東：39.53㎡

(2) 主な設備

区 分	部 屋 数	備 考
事 務 室	1室	
相 談 室	1室	
ト イ レ	1箇所	
炊 事 場	1箇所	

※ 当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

4. サービス提供職員の設置状況（2025（令和7）年4月1日現在）

(1) 職員体制

職 種	員数	常 勤		非常勤		常勤換算	備 考
		専従	兼務	専従	兼務		
管 理 者	1		1			0.4	
サービス管理責任者	1		1			1.0	
就労定着支援員	2		1		1	0.6	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※ 常勤換算とは・・・

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の
所定勤務時間数（例：週40.0時間）で除した数です。

(2) 勤務体制

職 種	勤 務 体 系	備 考
管 理 者	正規の勤務時間帯（14：20～17：30）	
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）	
就労定着支援員	正規の勤務時間帯（8：30～14：20）	

5. サービス提供の内容

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サ ー ビ ス の 内 容
① 対面による相談支援、指導及び助言対面による相談支援、指導及び助言	月に1回以上、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言を対面により行います。
②雇用先の事業主等、関係機関との連絡調整	月に1回以上、雇用先の事業所の事業主を訪問することにより、職場での状況を把握するよう努めます。
③サービス利用中に離職する者への支援	サービス提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者が他の通常の事業所への就職等を希望した場合、特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サ ー ビ ス の 内 容	金 額
① 就労支援の必要な諸経費	就労や実習に取り組む際に係わる費用で、交通費等諸経費が発生した場合、負担して頂く事が適当であるもの。	実 費
② 日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用をいただきます。 ① 用品費 ② 保健衛生費 ③ 教養娯楽費	実 費
③ その他	・サービス提供記録等の複写代 ・証明書諸書類の発行代行	無 料

<サービスの概要>

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

6. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いただきます。（定率負担または利用者負担額といいます。）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「5. サービス提供の内容 (2) 訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日の前日までに当事業所までお申し出ください。

(4) 利用料金のお支払方法

上記(1)(2)(3)の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月22日までに、当事業所窓口での現金にてお支払いください。

7. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、9：30～16：00です。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は、利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報を提供します。

8. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者の かかりつけ 医療機関	医療機関名	社会医療法人 恵風会 けいふう心療クリニック		
	診療科	精神科、心療内科、神経内科		
	所在地	姫路市西今宿3丁目19番41号		
	電話番号	079-293-8855		

9. 協力医療機関

医療機関の名称	社会医療法人 恵風会 けいふう心療クリニック			
所在地	姫路市西今宿3丁目19番41号			
電話番号	079-293-8855			
診療科	精神科、心療内科、神経内科	入院設備	なし	

10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	・窓口担当者：サービス管理責任者 小林 美穂子 ・ご利用時間：9：00～17：00 ・電話番号：079-282-6130 - FAX：079-263-7102 ・担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。
-----------------	---

第 三 者 委 員	・氏 名 : 松本 暁男 ・電話 番号 :
	・氏 名 : 井上 昭三 ・電話 番号 :
姫 路 市 役 所 障 害 福 祉 課	・所 在 地 : 姫路市安田4丁目1番 ・電話 番号 : 079-221-2457
兵 庫 県 運 営 適 正 化 委 員 会	・所 在 地 : 神戸市中央区坂口通2丁目1-18 ・電話 番号 : 078-242-6868 ・F A X : 078-271-1709

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する相談窓口	・窓口担当者 管理者 川上 真一 ・ご利用時間 9:00 ~ 17:00 ・電話 番号 079-282-6130 F A X 079-263-7102
--------------	--

11. 非常災害時の対策

非 常 時 の 対 応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
平 時 の 訓 練	・別途に定める、消防計画書により、年2回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防 災 設 備	・自動火災報知機 ☒ 有 ☐ 無 ・誘 導 灯 ☒ 有 ☐ 無 ・ガス漏れ報知機 ☒ 有 ☐ 無 ・非常通報装置 ☒ 有 ☐ 無 ・非常用電源 ☒ 有 ☐ 無 ・スプリンクラー ☒ 有 ☐ 無 ・室内防火栓 ☒ 有 ☐ 無 ・消 火 器 3本
消 防 計 画	消防署への届出日 : 届出不要、自主的に作成しています。 防火管理者 : 井上 裕樹
保 険 加 入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名 : あいおいニッセイ同和損害保険(株) 加入保険内容 : 介護保険・社会福祉事業者総合保険

12. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

感 染 症 対 策	利用者がインフルエンザ・新型コロナウイルス等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用は出来ません。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫 煙	全館禁煙です。
飲 酒	事業所内での飲酒は禁止です。
貴 重 品 の 管 理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。